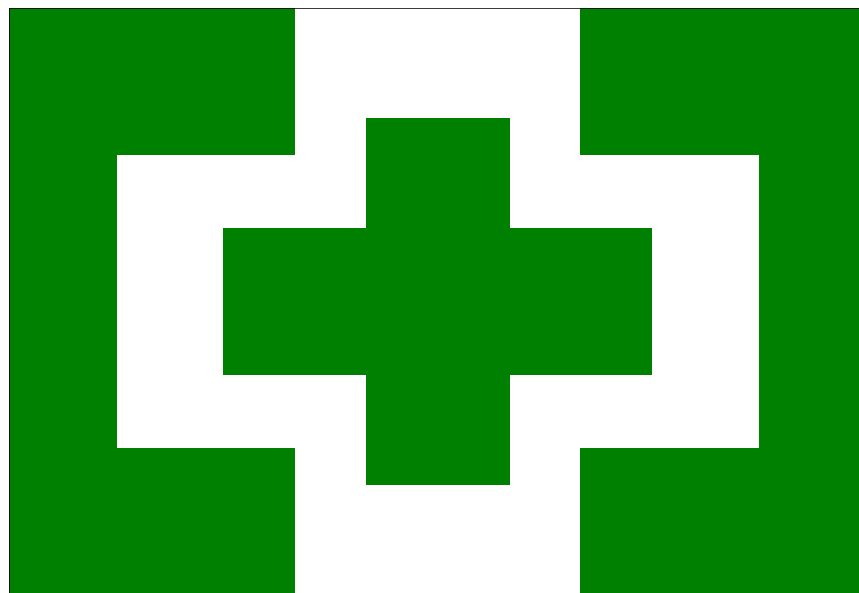


令和4年度 技術力向上講習会

－ 労働災害の防止について －



本日の説明内容

- 1 労働災害の発生状況
- 2 最近の動向
- 3 建設業における墜落・転落災害の防止
- 4 建設工事における災害事例

1 労働災害の発生状況

第13次労働災害防止計画(和歌山局・抜粋)

計画の目標

全体

死亡災害：12次防期間中から**15%以上減少**（ 51人 ⇒ 43人 ）

死傷災害：12次防期間中から**10%以上減少**（ 5,543人 ⇒ 4,998人 ）

業種別

製 造 業・・・13次防期間中の死亡災害を**10人以下**とする

建 設 業・・・ // **12人以下**とする

運輸交通業・・・ // **5人以下**とする

林 業・・・ // **2人以下**とする

その他目標

- ・ 規模50人以上の事業における**ストレスチェックの実施率を90%以上**（2016年：82.6%）
- ・ **腰痛の災害発生件数を**12次防期間中と比較して、13次防期間中で**10%以上減少**
- ・ 職場での**熱中症の発生件数を**12次防期間中と比較して13次防期間中で**10%以上減少**

5つの重点事項

- (1) 労働災害を減少させるための重点施策
- (2) 労働者の健康確保のための重点施策
- (3) 治療と仕事の両立支援対策
- (4) リスクアセスメントの普及促進
- (5) 関係行政機関、労働災害防止団体、業界団体との連携強化

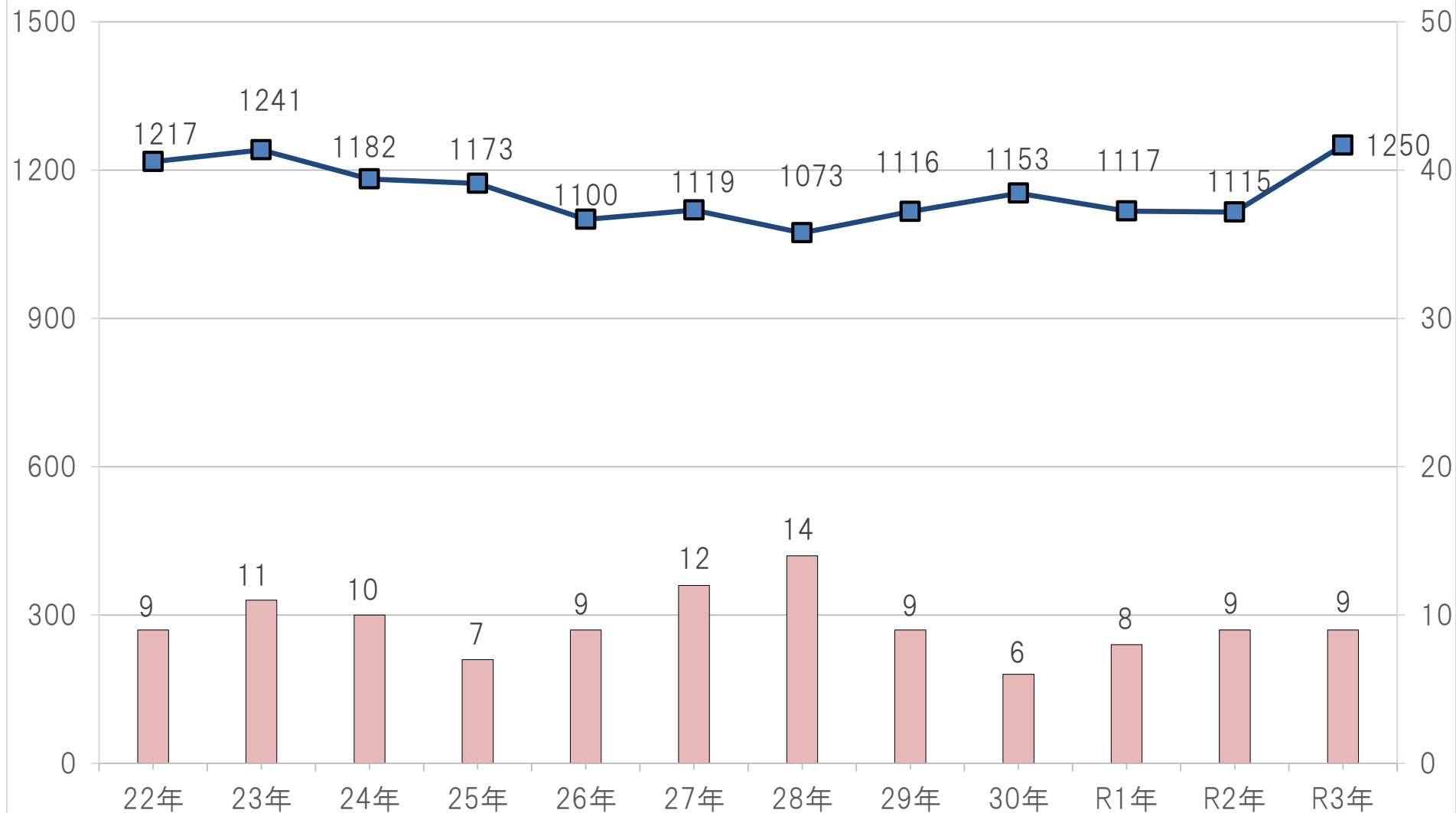
労働災害発生状況の推移(和歌山局・全産業)

死傷者数(人)

死亡災害

死傷災害

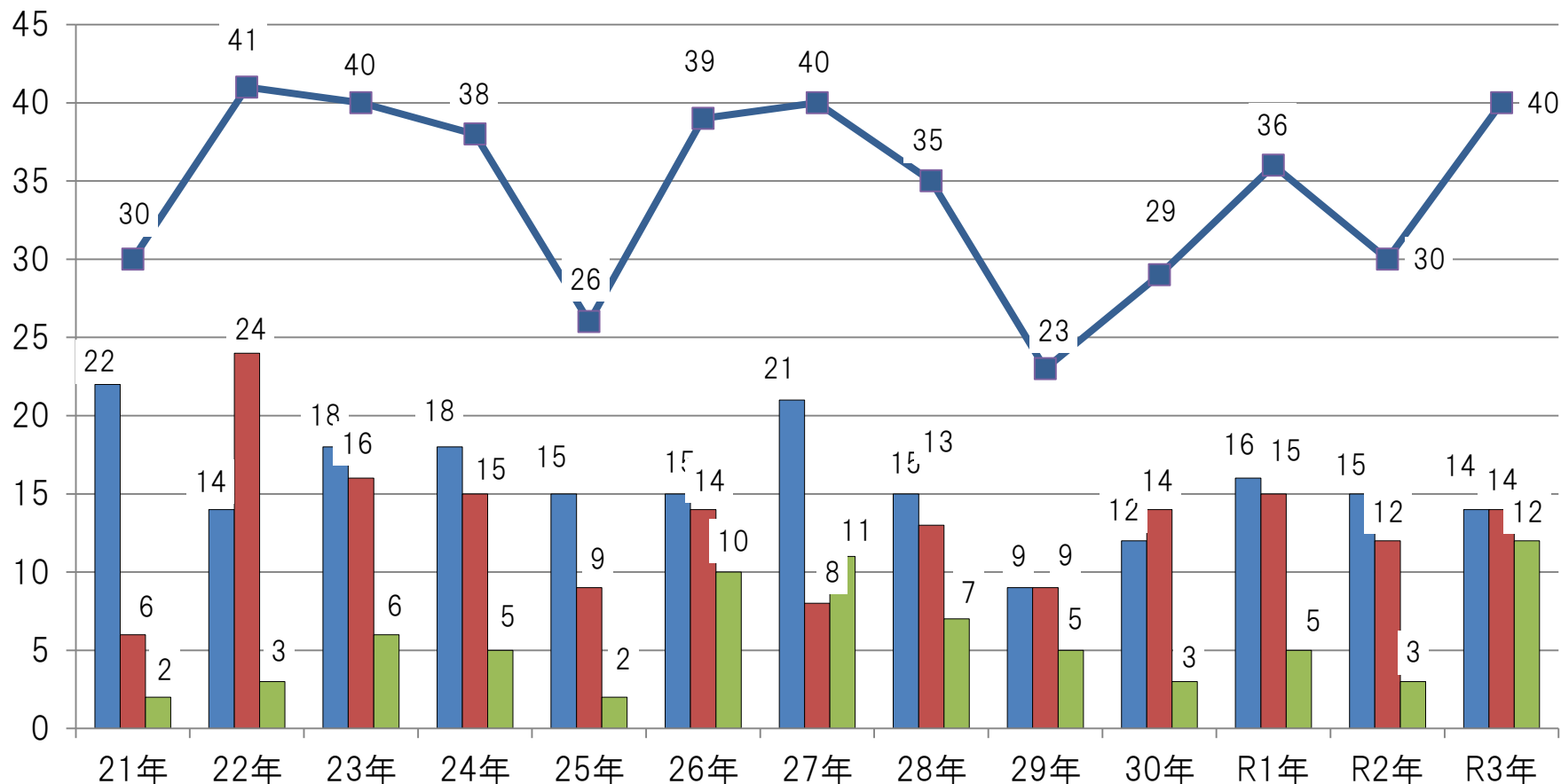
死亡者数(人)



建設業における労働災害の推移(御坊署)

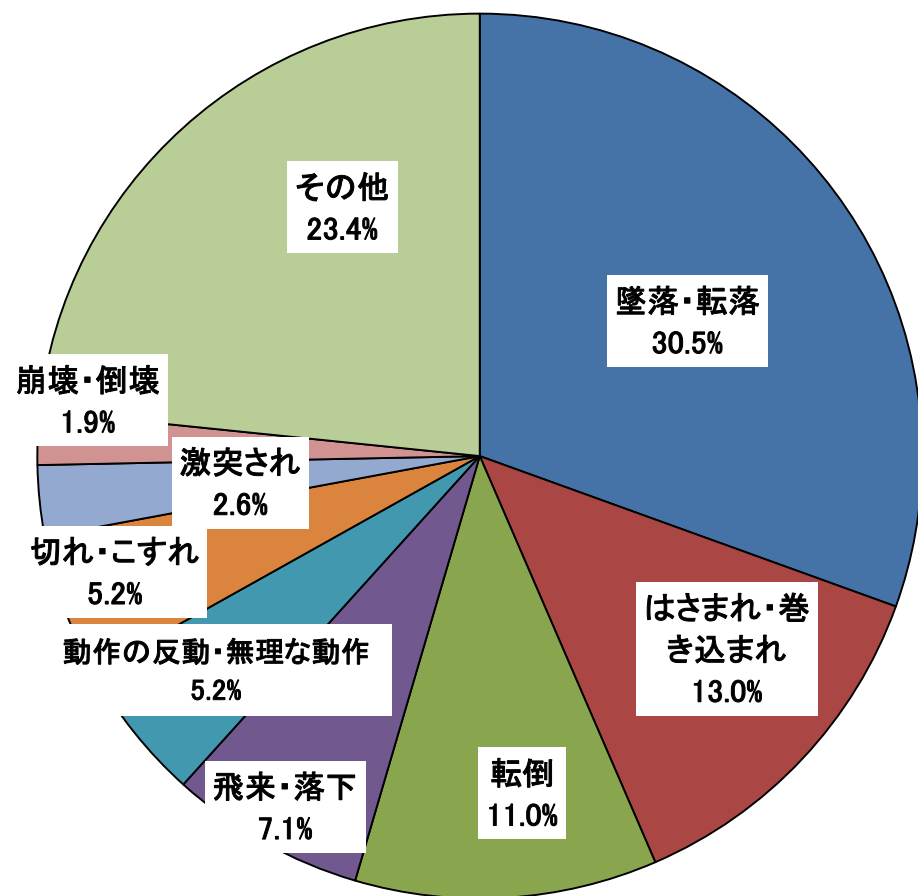
死傷者数(人)

土木工事業 建築工事業 その他の建設業 建設業全体

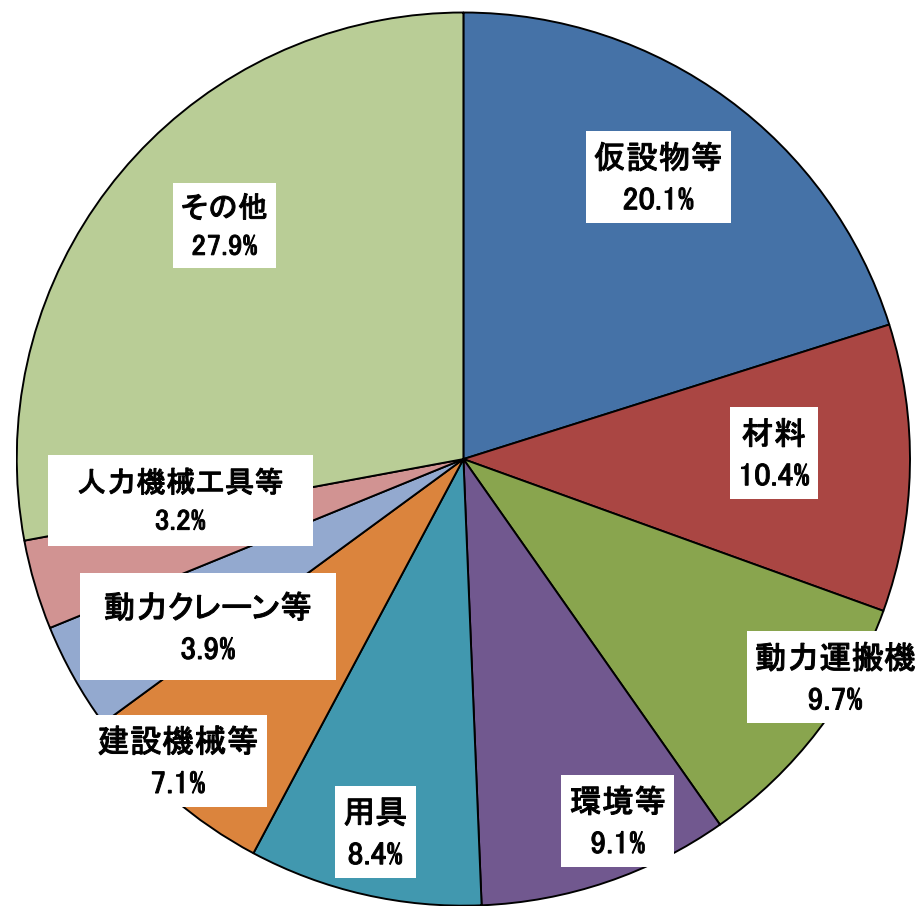


事故の型別/起因物別労働災害発生状況(県内建設業)

令和3年 事故の型別発生状況



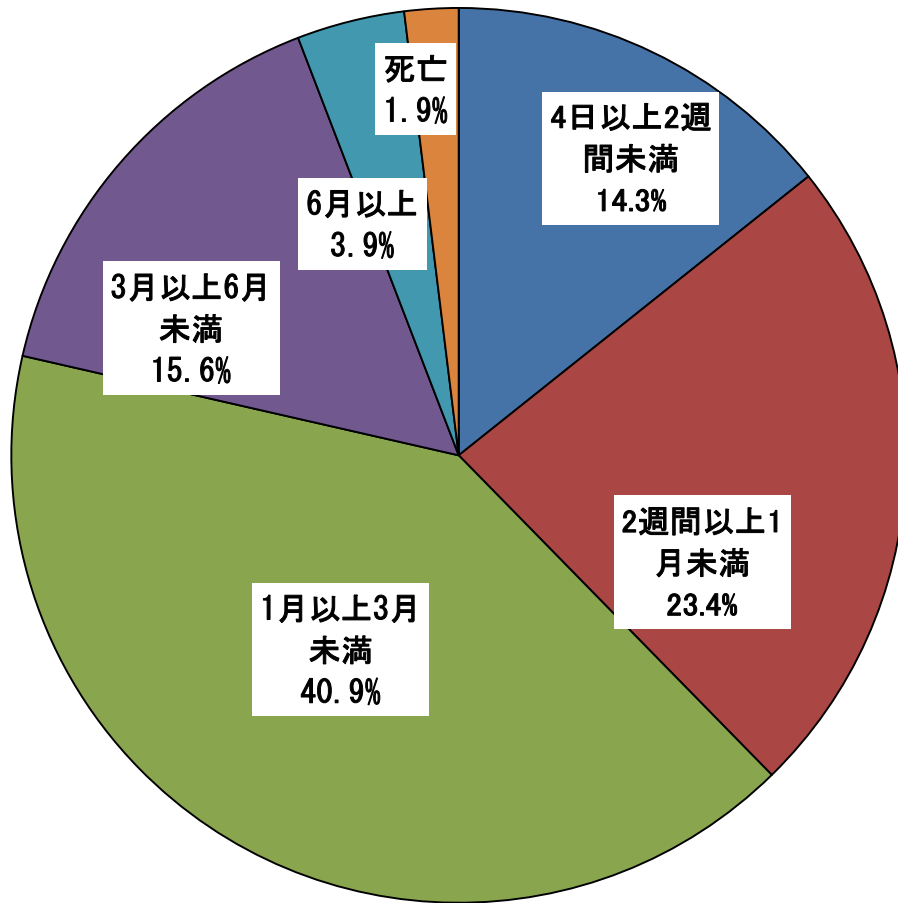
令和3年 起因物別発生状況



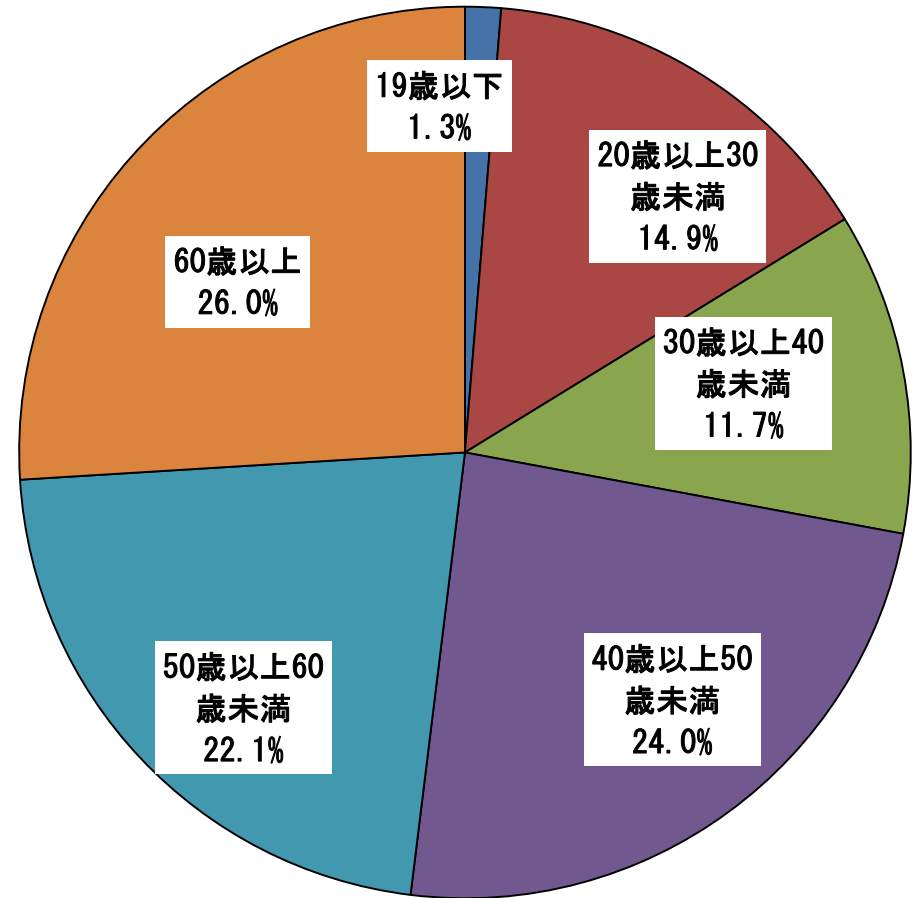
※ 県内建設業の労働災害の154件の内訳

休業期間別/年齢別労働災害発生状況(県内建設業)

令和3年 休業期間別発生状況



令和3年 年齢別発生状況



※ 県内建設業の労働災害の154件の内訳

死亡災害事例(令和3年 和歌山局)

	発生月	管轄署	業種	事故の型	起因物	年齢層 経験区分	災害発生状況
1	2月	新宮	建設業	有害物等との接触	異常環境等	40歳台 20年以上 25年未満	3名で海底ケーブルを海底に固定作業中、1名が浮上してこないため捜索したところ、深さ8～9mの位置で動かなくなっている被災者を発見したもの。
2	4月	和歌山	建設業	墜落・転落	足場	20歳台 5年以上 10年未満	ガスホルダーを解体するための移動昇降式足場設置作業において、ガスホルダーの歩廊をガス溶断するための火気養生作業を行っていたところ、当該足場デッキの手すりのない箇所から、約10m下の歩廊上に墜落したもの。
3	4月	和歌山	保険・衛生業	その他	その他の 起因物	50歳代 5年以上 10年未満	コロナウイルスに感染した利用者の送迎等による濃厚接触者として受けたPCR検査にて陽性であった被災者が、入院した後呼吸気疾患により死亡したもの。
4	6月	田辺	建設業	墜落・転落	建築物、構築物	60歳代 30年以上 35年未満	道路の拡幅工事において土砂の均し作業を行っていたところ、何らかの拍子で道路端部から深さ4.2mの川底に墜落したもの。
5	6月	和歌山	運輸交通業	その他	起因物なし	60歳代 10年以上 15年未満	和歌山市からトラックを運転し客先へ荷物を運送途中、高速道路上で止まっていたトラックの運転席で意識不明の状態で発見されたもの。

死亡災害事例(令和3年 和歌山局)

	発生月	管轄署	業種	事故の型	起因物	年齢層 経験区分	災害発生状況
6	8月	御坊	製造業	墜落・転落	トラック	60歳代 10年以上 15年未満	工場敷地内でトラックミキサーの修繕作業を行っていた被災者が、当該ミキサー車の傍で地面に倒れているところを他の労働者に発見されたもの。
7	9月	御坊	畜産・水産業	交通事故 (その他)	その他の乗物	80歳代 30年以上 35年未満	事業場所有の漁船にて漁場まで航行中、沖合約5kmの岩場に座礁し、操舵室内にいた被災者が身体及び頭部を打ち付けたもの。
8	10月	田辺	農林業	激突され	立木等	50歳代 15年以上 20年未満	同僚と間伐作業を行っていたところ、切った木(胸高直径30cm)が切り株から谷側に滑り出し、当該伐倒木に巻き込まれたもの。
9	10月	田辺	農林業	はさまれ・巻き込まれ	立木等	30歳代 1年未満	山の斜面で機械集材装置を用いて伐木搬送の際、伐木の玉掛け後、機械集材装置の運転者へ連絡を取り伐木を巻き上げたところ、上方にある伐木が滑り、材と材の間に挟まれたもの。

令和4年の労働災害発生状況

労働災害発生状況(8月末日速報値)

業 種	令和3年		令和4年		対前年増減
土木工事業	(2)	27	(2)	28	1
建築工事業	(1)	61		44	－17
その他の建設業		12	(1)	15	3
建設業合計	(3)	100	(3)	87	－13
全業種合計	(3)	692	(6)	1,013	321

※ 括弧内の数値は、死亡者数で死傷者数の内数である。

※ 単位：人

死亡災害事例(令和4年 和歌山局)

	発生月	管轄署	業種	事故の型	起因物	年齢層 経験区分	災害発生状況
1	2月	橋本	建設業	転倒	不整地 運搬車	60歳代 30年以上 35年未満	道路工事現場において、最大積載量1t以上の不整地運搬車に土砂を載せ、斜度25～30度の仮設道を下っていたところ同車が横転し、そのまま運転者が同車とともに仮設道端から墜落したものの。
2	4月	和歌山	建設業	はさまれ 巻き込まれ	エレベーター	40歳代 20年以上 25年未満	配膳用エレベーターの1階ピット内で調整作業中、被災者の指示により、4階にいた同僚作業者が4階への昇降ボタンを押したが、搬器が4階に上がってこないため、おかしいと思い1階の扉を開けピット内を確認したところ、カウンターウェイトと昇降路壁の間に挟まれている被災者を発見したものの。
3	6月	橋本	運輸交通業	はさまれ 巻き込まれ	フォークリフト	50歳代 20年以上 25年未満	配送先でトレーラートラックのエンジンがかからなくなったため、他社所属のフォークリフト運転者に当該トラックのヘッド車をフォークリフトでけん引してトレーラーから話すよう頼んだ。フォークリフトのアクセルを何度も踏み込むも、ヘッド車は前へ進まなかったところ、何らかの理由でフォークリフトが後退し、フォークリフトの後ろにいた被災者がヘッド車との間に挟まれたものの。

死亡災害事例(令和4年 和歌山局)

	発生月	管轄署	業種	事故の型	起因物	年齢層 経験区分	災害発生状況
4	6月	和歌山	製造業	激突され	クレーン	50歳代 1年以上 2年未満	工場内の部材置き場で、クレーンを用い圧延機用ロールに部材を取付ける作業ロールが架台(高さ約80cm)から落下し、隣で別のロールの整備作業を行っていた被災者に激突、当該ロールと整備をしていたロールとの間に挟まれたもの。
5	7月	新宮	水産業	おぼれ	起因物 なし	20歳代 10年以上 15年未満	海上で釣り客が落とした日よけのパラソルを拾うため、被災者が素潜りでパラソルを探しに行った。しばらくして被災者が浮上してこないことを不審に思った同僚が助けを呼び、その後駆け付けたダイバーが海底を確認したところ、水深16メートルの海底で横たわっている被災者を発見したもの。
6	8月	和歌山	建設業	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	30歳代 6か月未満	足場組立のため、足場資材をトラックの荷台から組立て作業員に手渡す作業を行っていたが、15時頃に気分が悪くなったとの申出があり、30分ほどクーラーの効いた車内で休憩させた後、会社へ送りしばらく横になっていたが容態が悪化、16時頃に救急車で病院へ搬送され、治療を受けるも19時頃に死亡が確認されたもの。

2 最近の動向

全国安全週間 全国労働衛生週間



スローガン

安全は 急がず焦らず怠らず

【準備期間】 令和4年6月1日～30日

【期 間】 令和4年7月1日～ 7日

スローガン

**あなたの健康があってこそ
笑顔があふれる健康職場**

【準備期間】 令和4年9月1日～30日

【期 間】 令和4年10月1日～7日

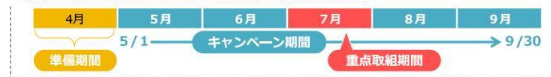


STOP! 熱中症クールワークキャンペーン



事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和4年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



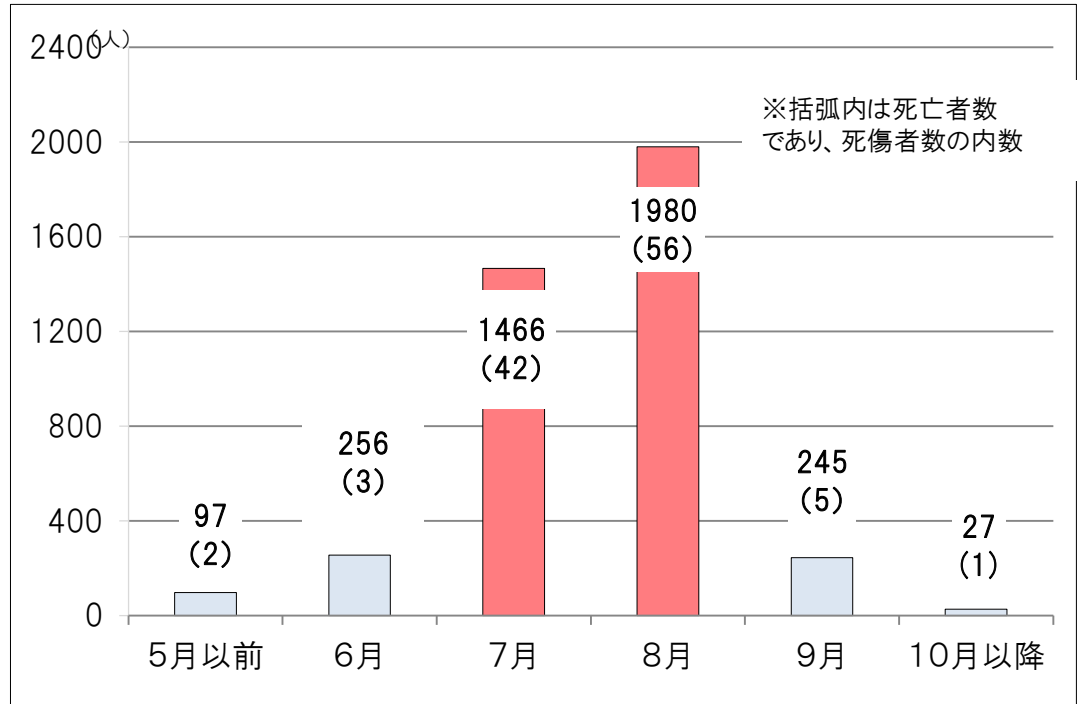
確実に実施できているかを確認し、□にチェックを入れましょう!

準備期間（4月1日～4月30日）	
☐ WBGT値の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合したWBGT指数計を準備しましょう。
☐ 作業計画の策定など	WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。
☐ 設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷却設備やミストシャワーなどの設置により、WBGT値を下げる方法を検討しましょう。また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。
☐ 服装などの検討	通気性の良い作業着を準備しておきましょう。身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討しましょう。
☐ 教育研修の実施	熱中症の防止対策について、教育を行いましょ。
☐ 労働衛生管理体制の確立	衛生管理者などを中心に、事業場としての管理体制を整え、必要なら熱中症予防管理官の選任も行いましょう。
☐ 発症時・緊急時の措置の確認と周知	体調不良時の休憩場所や状態の把握、悪化時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製品運送労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係府庁（予定）

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R4.3)



【図】 熱中症による死傷者数の月別の状況(2017年～2021年)

【実施期間】

令和4年5月1日 ～ 9月30日

（準備期間4月、重点取組期間7月）

石綿の有無の事前調査結果報告の義務化 ①

事前調査結果報告について

- (1) 従来から、施工業者(元請事業者)は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際に石綿の使用の有無の調査が必要。
- (2) 令和4年4月1日着工の工事から、工事の内容(下記表を参考)に応じて、「**事前調査結果の報告**」が必要に。
- (3) **石綿事前調査結果報告システム**を使用すれば、労働基準監督署と自治体の両方に報告することが可能。(報告方法等は、石綿総合情報ポータルサイトを参照)

事前調査結果報告が必要な工事

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける設備を含む)	解体	解体部分の床面積が80㎡以上
	改修	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物(ボイラー等)	解体・改修	請負金額が税込100万円以上

石綿の有無の事前調査結果報告の義務化 ②

参考リーフレット

アスベスト
石綿の有無の

解体・改修・各種設備工事の
受注者の皆さまへ

事前調査結果の報告が 施工業者（元請事業者）の 義務になります！

2022年4月1日着工の工事から適用

事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。

詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省のサイト（裏面参照）でも情報を掲載しています。

事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大气污染防治法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※システムは2022年3月に公開予定ですが、公開までは、事前調査結果の報告制度のページに自動転送されます。

※システムの利用にはgBizID（gビジネスIDまたはgビジネスエントリー）が必要です。gBizIDの発行手続きは
<https://gbiz-id.go.jp/top/>

石綿事前調査結果報告システム 検索

労働基準監督署
自治体

パソコン・スマホから
24時間報告できます

解体改修工事の受注者（解体改修工事実施者）の皆さま

(R4.1)

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの 改修工事に対する石綿対策の規制が強化されています

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶※は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。 ※船舶は鋼製のものに限りません。以下、本資料において同様。

工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を3年間保存することが義務です
- 建築物及び船舶の事前調査は、厚生労働大臣が定める者に行わせることが義務になります（令和5年10月～）

工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務です
- 一定規模以上の建築物、船舶、特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査結果等を電子システム（スマホも可）で報告することが義務になります（令和4年4月～）

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務です

石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務です
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破碎等する工事は、作業場の隔離が義務です
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破碎等によらない方法で行うことが原則義務です

写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務です

安全帯の規制に係る政省令・告示の改正

主な改正内容

(1) 安全帯を「墜落制止用器具」に変更

胴ベルト(U字つり).....「×」

胴ベルト型(一本つり)・ハーネス型(一本つり).....「○」

(2) 墜落制止用器具は、「フルハーネス型」の使用を原則

※ フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さ6.75m以下)は胴ベルト型(一本つり)の使用可

(3) 安全衛生特別教育が必要

※ 特に危険性の高い作業(高さ2m以上で作業床を設けることが困難な場合)で、フルハーネス型を使用する作業などが対象

など

現行の構造規格に基づく安全帯(胴ベルト型・フルハーネス型)を使用できるのは
2022(平成34)年1月1日までとなります。

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年 以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正			★公布				★施行日(2月1日)										★完全施行日 (1月2日～)
省令改正			★公布				★施行日(2月1日)										
改正法令に基づく墜落 制止用器具の使用																	
使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)																	
現行法令に基づく安全 帯の使用が認められる 猶予期間																	×
使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)																	
安全帯の規格改正							★適用日①(2月1日)										
							★適用日②(8月1日)										
改正構造規格に基づく 墜落制止用器具の製 造・販売																	
製造可能																	
製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)																	
現行構造規格に基づく 安全帯の製造・販売が 認められる猶予期間																	×
製造・販売可能																	
販売可能																	
特別教育規程の改正			★告示				★適用日(2月1日)										

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、
以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安省令(第1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。

「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

安全帯	→	墜落制止用器具
① 胴ベルト型(一本つり)	○→	胴ベルト型(一本つり)
② 胴ベルト型(U字つり)	×→	×
③ ハーネス型(一本つり)	○→	ハーネス型(一本つり)

②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。

※「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用器具は含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来の呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります (安省令(第2)等の改正、ガイドライン(第3)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さ6.75m以下)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。



3. 「安全衛生特別教育」が必要 (安省令・特別教育規程(第4)の改正)

以下の労働者は、特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を受けなければなりません。

▶ 墜落の危険がある作業のうち「特に危険性の高い業務」を行う労働者。
「特に危険性の高い業務」とは、**高さ2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合**で、フルハーネス型を使用を行う作業(ロープ高所作業を除く)などの業務をいいます。

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注4)安全衛生特別教育規程

事業主の皆さまは、このリーフレット等を参考に、安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底してください。作業員の皆さまも、定められたルールに従い、適切な器具の使用をお願いします。

政令等の改正について P2～

ガイドラインについて P4～



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

H30.6

3 建設業における墜落・転落災害の防止

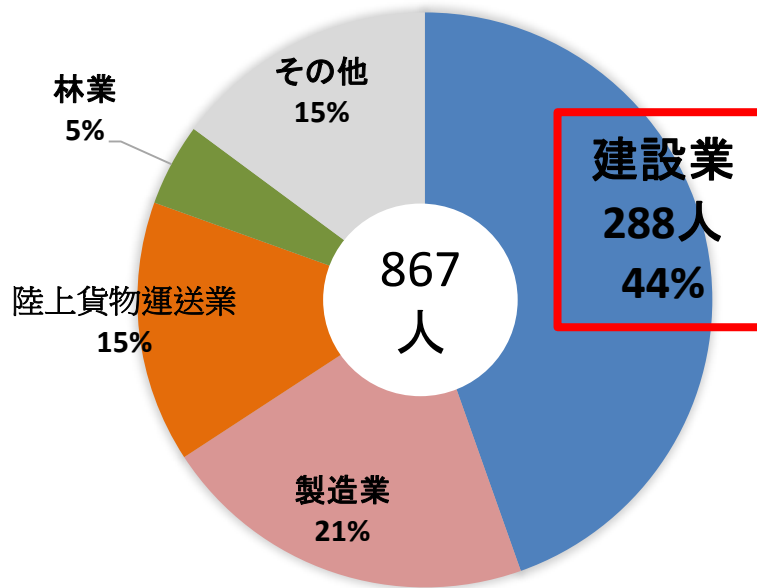
建設業における労働災害の発生状況

建設業における墜落・転落災害防止については、災害防止計画^(注1)の最重点対策として、取り組んでいる。

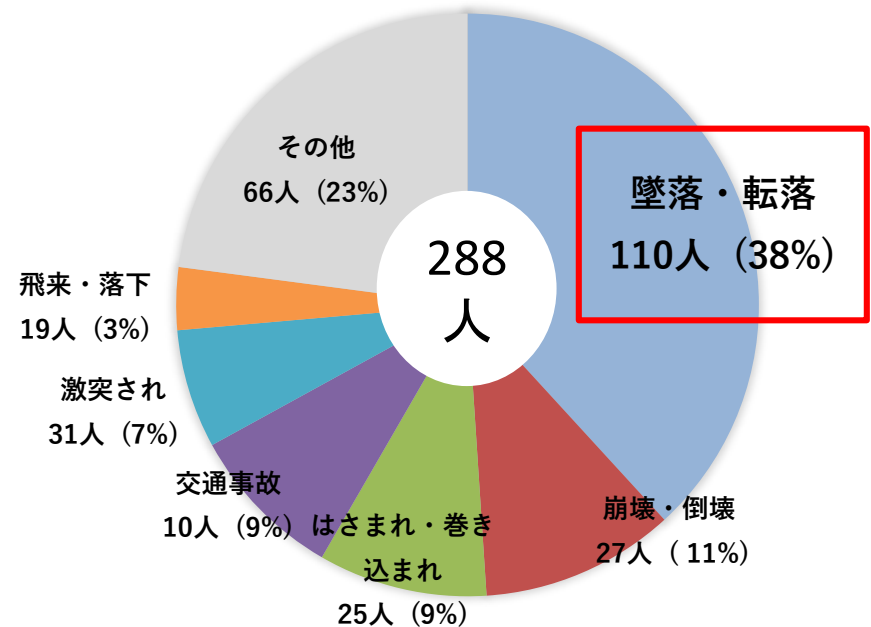
建設業における死亡災害数、そのうち墜落・転落災害による死亡災害数 (資料出所：死亡災害報告(厚生労働省))

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3
死亡災害	342	367	342	377	327	294	323	309	269	258	288
墜落・転落災害	154	157	160	148	128	134	135	136	110	95	110

死亡災害の業種別内訳 (R3年)



建設業の死亡災害の事故の型別内訳 (R3年)



※一人親方等の災害については、上記集計対象になっておらず、別途把握している。

(注1) 労働安全衛生法に基づく「第13次労働災害防止計画」(平成30年度～令和4年度)において、計画の重点事項に「建設業における墜落・転落災害等の防止」を位置づけている。

足場からの墜落防止措置を検討する際の基本的な考え方

～「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」より～

足場からの墜落防止措置の検討に当たっては、「建築物等の設計段階」から、「足場の解体」まで、それぞれの段階ごとに、次の①から④の点を踏まえた対策を計画的に実施することが必要。

- ① 各現場の実情に応じた安全対策を設計、計画の段階から検討すること
- ② リスクアセスメントの観点を踏まえ、実際に足場上で行われている労働者の作業の実態等を十分に踏まえて検討すること
- ③ 作業性の低下や不安全行動等により新たなリスクが誘発されないよう、本質的な安全対策を優先的に採用するよう努めること
- ④ 検討した対策を適切な管理のもとに総合的に実施すること

安全対策を検討する上での基本的な考え方

足場からの「墜落・転落」について考えた場合の例

【検討に当たっての優先順位①】

- ・危険な作業の廃止・変更等、設計や計画の段階から労働者の就業に係る危険性又は有害性を除去又は低減する措置

- ・「無足場工法」や「大組・大払工法」など高所作業が少なくて済む工法や作業方法の採用
- ・高所での組立・解体作業を必要としないゴンドラや高所作業車の採用

【検討に当たっての優先順位②】

- ・インターロック、局所排気装置等の設置等の工学的対策

- ・手すり等の設置など安衛則に基づく墜落防止対策の実施
- ・組立・解体時における最上層での作業に当たって手すり等をあらかじめ設置すること

【検討に当たっての優先順位③】

- ・マニュアルの整備等の管理的対策

- ・墜落危険個所への立ち入り禁止措置や、安全ネット等による墜落距離の低減
- ・作業主任者による適切な指揮、作業マニュアルの作成、不安全行動の防止に関する安全衛生教育の実施

【検討に当たっての優先順位④】

- ・個人用保護具の使用

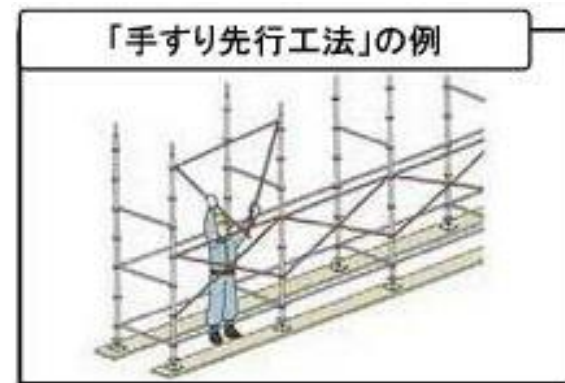
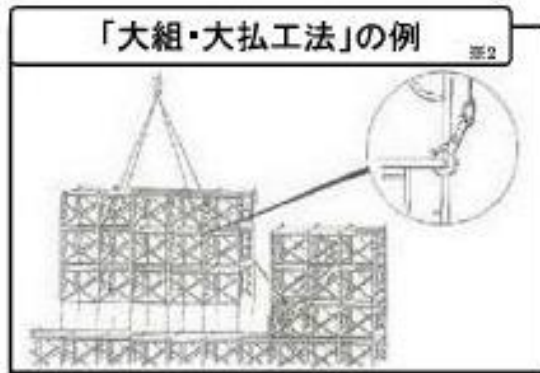
- ・臨時に手すり等を取り外す際や組立・解体時等に手すり等を設けることが困難な場合における安全帯の使用
- ・墜落のリスクに応じた安全帯の「2丁掛」の徹底

足場の設計・計画段階

元方事業者・足場設置業者が
留意すべきこと

(1) 足場の組立等の際の最上層からの墜落・転落災害の防止

- ・ 高所での組立・解体作業が少なく済む工法の採用の検討
- ・ 足場の最上層で組立て等の作業を行う場合、
安易に安全帯に頼らず、手すり先行工法等設備的対策の優先的な採用の検討



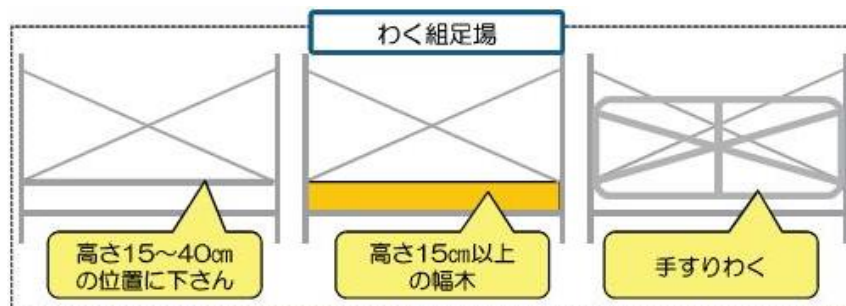
(2) 通常作業時における墜落・転落災害の防止

- ・ 墜落する「すき間」が少ない足場の設置
(安衛則に基づく措置に加えた、
「より安全な措置」の積極的な採用)
- ・ 足場での各種作業を考慮したリスクアセスメント
を実施し、実態に即した墜落防止措置の採用



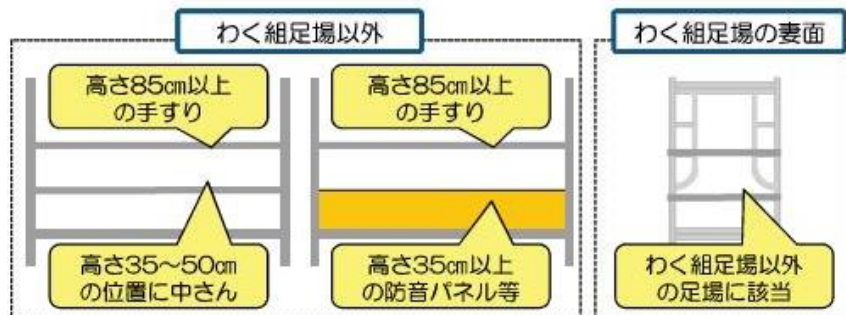
墜落防止措置について

安衛則に基づく墜落防止措置



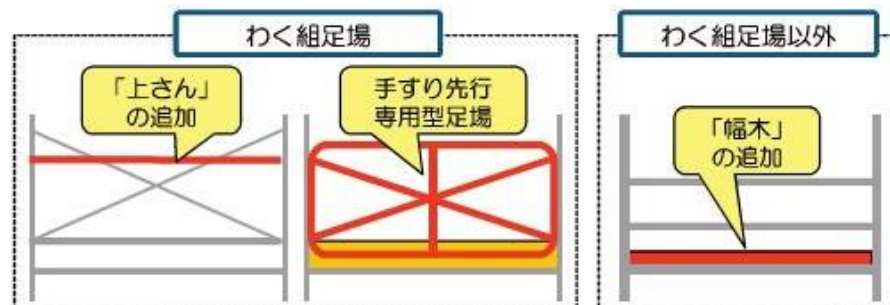
いずれかの措置が必要です

- ① 「交さ筋かい」 + 「下さん」
※ 高さ15~40cmの位置
- ② 「手すりわく」



両方の措置が必要です

- ① 「手すり」
※ 高さ85cm以上
- ② 「中さん」
※ 高さ35~50cmの位置

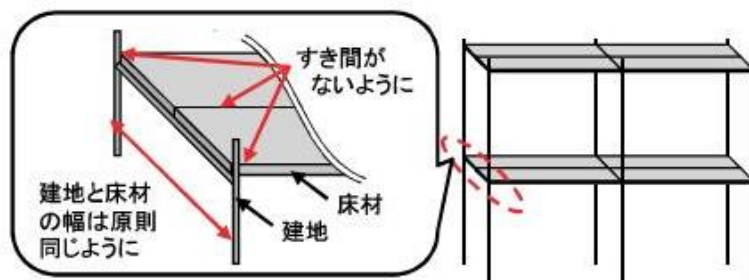


【わく組足場】

- ・ 「上さん」の追加
- ・ 「手すり先行専用型足場」の設置

【わく組足場以外】

- ・ 「幅木」の追加



- ・ 「建地」と「床材」の幅を原則同じ寸法にしましょう
- ・ 「建地」と「床材」にすき間をつくらないようにしましょう

推奨する「より安全な措置」

足場の組立等作業段階①

元方事業者・足場設置業者が
留意すべきこと

(1) 作業手順に基づく作業の徹底について

- 足場の設置計画に応じ、具体的な作業手順を定めること。

作業手順に含めるべき事項

組立、解体または変更の時期、範囲及び順序 足場の組立方法 等

(2) 「作業主任者」等の職務について

- 高さ5m以上の足場の組立て等の作業に当たっては、「作業主任者」を選任し、職務を適切に行わせること。
- 高さ5mに満たない足場の組立て等の作業に当たっても「作業指揮者」を指名し、「作業主任者」の職務に準じた事項を行わせること。

安全帯を着用していたにも関わらず使用していなかったために墜落

安全帯の使用状況の監視を！

安全帯の破断により墜落を食い止められなかった

安全帯の機能の点検を！

特に徹底が必要



安全帯の点検

足場の組立等作業段階②

(3) 安全帯の使用について

- 安全帯を使用する場合には、適切な安全帯取付設備を設置すること。
- 足場の最上層で組立て作業を行う際は、あらかじめ安全帯取付設備を設置すること。

安全帯を使用して
いたが掛け替え時
に墜落

足場の組立て等作業時は
「安全帯の二丁掛け」を基本に！

墜落時の衝撃緩和のため、
「ハーネス型安全帯」の採用を！



ハーネス型安全帯

(4) 足場の点検について

- 足場が計画通りに設置されているか確認することは、完成した足場上で安全に作業するうえで必要不可欠
- 足場の種類に応じて、チェックリストを作成のうえ、もれなく点検を行うこと

点検実施者として望ましい者

「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」
修了者等十分な知識・経験を有する者

- ①点検で認めた異常の補修
- ②点検結果の記録・保存

についても忘れずに！

足場上で作業を行う段階

元方事業者・足場設置業者
以外の事業者が留意すべきこと

(1) 作業計画の作成について

- 足場上での作業の実施に当たっては「作業計画」を作成し、これに基づく作業を徹底すること。

作業計画に含めるべき事項

- 足場上での作業箇所、作業範囲
- 作業に伴う手すりの取外しの有無及び方法
取り外した手すり等の復旧に関する内容 等
- 以下の場合責任者への報告を徹底すること
 - ① 不安全行動が想定される場合
 - ② 作業計画では想定していなかった手すり等の取外しを行う場合

労働者個人の判断で
行わせないように徹底を！

(2) 手すり等を臨時に取り外す場合について

- 手すり等を臨時に取り外す場合は、安全帯等の使用を徹底すること

作業と直接関係のない労働者が手すり等を臨時に取り外した箇所から墜落

作業箇所への関係労働者以外の
立入禁止措置の実施を！

特に徹底が必要

臨時に取り外した手すり等を元に戻さずに別の作業を行った労働者が墜落

臨時に取り外した手すり等の
復旧及び責任者への報告を！

墜落防止措置
取外し作業中

立入禁止

作業主任者
作業期間 月 日 ~ 月 日 会社名

立入禁止表示の例

その他留意事項

元方事業者・足場設置業者
以外の事業者が留意すべきこと

(1) 安全衛生教育等の実施について

- ・新規入場者教育、朝礼時のミーティング等によって、安衛則に基づく措置の効果、必要性、不安全行動による問題点について労働者の理解を深めること。

足場からの墜落・転落災害の9割以上は安衛則に基づく措置が不十分な足場で発生
安衛則に基づく措置が適切な足場で発生した災害の多くは「不安全行動」が原因

(2) 足場の作業床の整理整頓について

- ・足場の作業床が有効な状態となるよう、資材や工具の整理整頓に努めること。

足場に放置された資材や工具での「つまづき」が墜落につながる恐れ

(3) 労働者の健康管理等について

- ・足場上で作業を行う労働者の健康状態の把握に努めること

猛暑による疲労の蓄積や睡眠不足による足元の「ふらつき」が墜落につながる恐れ

はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気(晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- ☐ はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- ☐ (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- ☐ はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- ☐ はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- ☐ はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- ☐ はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)がある
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご(安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典:「シリーズ・ここが危ない 高所作業」(中央労働災害防止協会編)

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気(晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- ☐ 脚立は安定した場所に設置している
- ☐ 開き止めに確実にロックをかけた
- ☐ ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- ☐ 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- ☐ 天板上や天板をまたいで作業をしない
- ☐ 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- ☐ 作業は頭の真上でしない
- ☐ 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立(安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うために必要な面積を有する



高さ2m以上の作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

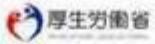
(R3.3)

4 建設工事における災害事例

災害事例 出典

厚生労働省HP内
「職場のあんぜんサイト」

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/index.html>



厚生労働省

職場のあんぜんサイト

働く人の安全を守るために有用な情報を発信し、職場の安全活動を応援します。
働く人、家族、企業が元気になる職場を創りましょう。

HOME 関係者 サイトマップ エキスサイズ 小 中 大 変更色 白黒

労働災害統計 災害事例 リスクアセスメント 実施支援システム 安全衛生キーワード 化学物質 免許・技能講習

厚生労働省のロゴ及びシンボルマークも不正使用したホームページに御注意ください。

適合・適確を
ご認になれます。

労働災害統計

労働災害発生通報
労働災害統計
労働災害原因要素の分析
労働災害発生調査
(度数率 発生率)

災害事例

労働災害事例
死亡災害データベース
労働災害(死傷)データベース
ヒヤリ・ハット事例
機械災害データベース

教材・資料

転倒・腰痛防止用保護装具教材
外国人建設就労者向け安全衛生保護装具教材
見てわかる外国人労働者向け保護装具教材
安全衛生ビデオ
安全衛生関係リーフレット等一覧
労働災害のない職場づくりに向けた緊急対策
フルハーネス型墜落防止用器具PPE動画

令和2年度全国安全週間のスローガンを決定
「エイジフレンドリー職場へ！ みんなで改善 リスクの低減」

事業主の方へ お役立ち情報

調査結果が発表されました。優良な活動事例をご覧ください。

令和元年度「見える」安全活動コンクール結果発表！

交通労働災害の現状と防止対策
国交省労働災害防止のためのガイドラインが改定されました

STOP! 転倒災害プロジェクト

働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動

安全衛生優良企業公表制度

第13次 労働災害防止計画 機能安全による機械等の安全確保

あんぜんプロジェクト

化学物質

化学物質情報の更新情報
新規化学物質関連手続きの方法
安衛法の特公表化学物質等
GHSモデルラベル・SDS情報
GHSモデルラベル作成法
GHSとは
強い変異原性が認められた化学物質
がん原性による発がん対象物質
リスク評価実施物質
化学物質による災害事例
がん原性試験実施結果
変異原性試験(エームス・染色体異常)結果
日本バイオアッセイ研究センター
有害性・GHS関係用語解説
化学物質のリスクアセスメント実施手順
アスベスト

お知らせ

6月26日 労働災害事例を追加しました。

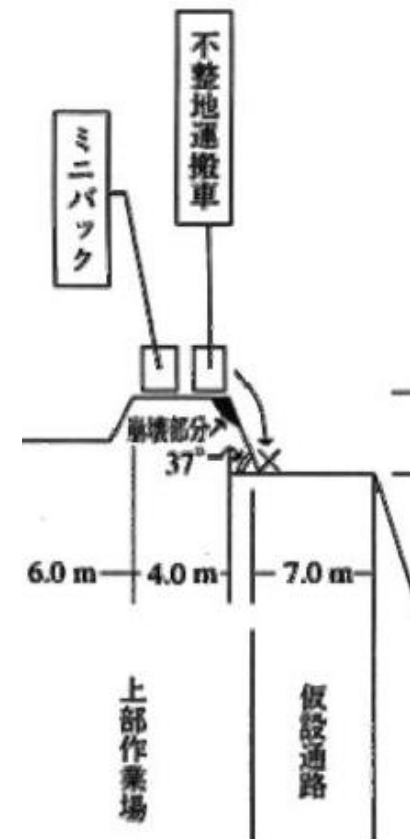
6月2日 【メンテナンスのお知らせ】
6月17日(水)19:00～24:00の間、メンテナンスのためHPへのアクセスができなくなりますので、あらかじめご了承ください。

5月27日 労働災害統計(令和元年確定値)を掲載しました。

5月27日 労働災害発生通報を更新しました。

災害事例 1

不整地運搬車を運転中、路肩が崩れ、仮設通路に転落



発生状況

山留工事現場において、被災者は、シートパイルに玉掛け用の穴をあけるよう元請から指示された。

被災者は、穴を開けるためのガス溶接機材を積んだ不整地運搬車(最大積載量2.2トン)を運転し、作業場所まで移動しようとした。

運転の際、通路右側で他の業者がドラグ・ショベルを使用していたため、被災者はこれを避けようとして、路肩に寄ったところ路肩が崩れ、不整地運搬車とともに約3.45m下の仮設通路に転落し、車外へ放り出され死亡した。

事故の背景・原因

- 1 崩れた仮設通路は地山ではなく、掘削したときにでた土を使った盛土で、ドラグ・ショベルの排土板で均したただけのもので、締固めはされていなかった
- 2 被災者は不整地運搬車の運転に関する資格を有していなかった。
また、不整地運搬車を使用させる際に、事業者、元請が資格の確認、運転者の指名を行っておらず、被災者についても、技能講習修了証により確認を行わなかった。
- 3 運行経路について路肩からの転落を防止すること等適切な措置が講じられていなかった。
- 4 不整地運搬車およびドラグショベルを用いて作業を行うに当たり、十分な作業計画を定めていなかった。
- 5 各種作業を行う下請業者が混在していたが、労働災害の防止等について下請業者の自主管理に任せていた。

対策

- 1 盛土について、締固め等の措置を十分に行う。
- 2 就業制限業務については、資格を確認のうえ有資格者に作業させること。
- 3 不整地運搬車を用いて作業を行うときは、当該機械が転落する危険を防止するため、必要な幅員を確保する、ガードレールを設置する、誘導者を配置し、その者に当該機械の誘導を行わせる等による措置を講じること。
- 4 不整地運搬車およびドラグショベルを用いて作業を行うときは、適切な作業計画を定め、関係作業者に周知すること。
- 5 各種作業を行う下請業者が混在している現場においては、元請として労働災害防止のための安全協議会の開催および連絡調整等を確実にすること。

災害事例 2

墜落防止用の手すりの解体作業中、手すりと共に墜落

発生状況

ダム建設工事現場の排水管工事において、被災者は擁壁上の手すりを撤去する作業を行っていた。

作業中、墜落制止用器具を掛けていた手すり(単管をクランプで固定し、口の字型にした囲い手すり)が倒壊し、被災者は手すりと共に約10m下の水路に墜落した。



事故の背景・原因

- 1 建地と下さんの単管について、直交する単管同士の固定に用いたクランプの1つが、直交クランプでなく、自在クランプであったため、手すりは軽い力で倒れる状態であった。
- 2 建地と下さんの固定に自在クランプが使用されていることを、関係者が把握していなかった。
- 3 解体作業の開始から終了までの間、労働者の墜落の危険を防止するための措置を講じていなかった。

対策

- 1 擁壁上に手すりを設置する作業において、あらかじめ作業方法を定めた作業計画を作成し、労働者に周知すること。
- 2 墜落制止用器具を使用させるための適切な取り付け設備を設け、これを使用させる等により、労働者が墜落する危険を防止するための措置を講じること。

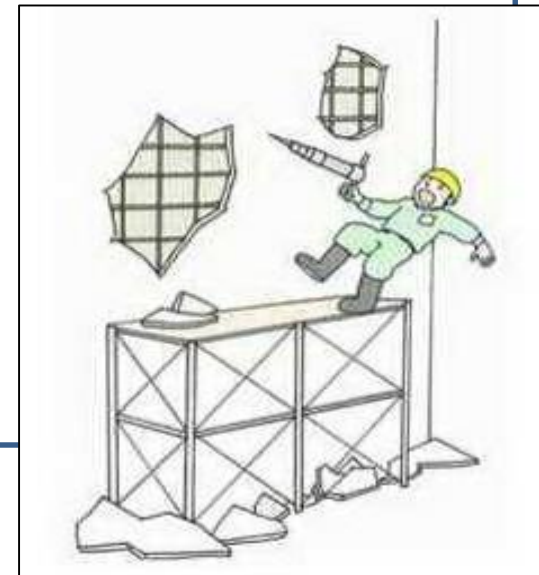
災害事例 3

足場の上ではつり作業中、バランスを崩し墜落

発生状況

被災者は、小学校の耐震補強工事現場において、校舎2階西側にある理科準備室のコンクリート壁を手持ち式のコンクリートブレーカーではつる作業を行っていた。

はつり作業は、1段だけ組み立てた桝組足場の上で行われたが、被災者は作業中にバランスを崩し、約1.7mの高さから後ろ向きに床へ墜落した。



事故の背景・原因

高さ2m未満の足場であったため、手すり等の墜落防止措置を講じていなかった。

対策

2m未満の高さでの作業であっても、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあるときは、足場に手すりを設ける等の墜落防止措置を講じること。

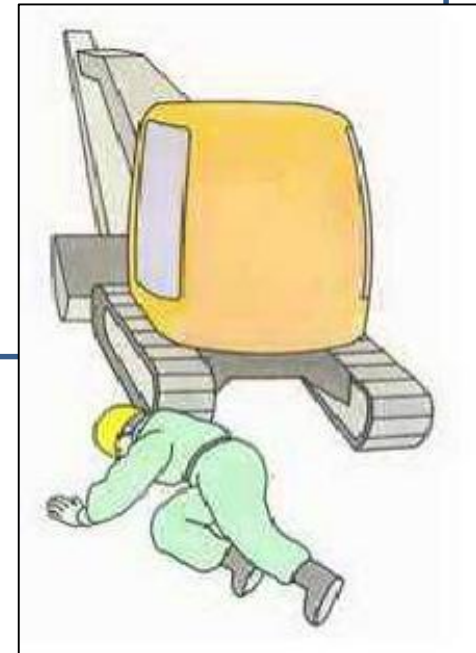
(例) 手すり付き可搬式作業台の使用

災害事例 4

後退してきたドラグ・ショベルのクローラーへの巻き込まれ

発生状況

歩道の塗装工事において、被災者は墨出し作業を行っていた。
墨出し作業後、被災者は墨が地面に確実に付いているか確認するため屈んでいたところ、後退してきたドラグショベルのクローラー部に肩から巻き込まれ全身を轢かれた。



事故の背景・原因

- 1 作業半径内に被災者がいるにもかかわらず、ドラグショベルを後退させた。
- 2 ドラグショベルの作業半径内について立入禁止措置を講じておらず、誘導員の配置も無かった。
- 3 ドラグショベルの作業に関する作業計画が定められていなかった。

対策

- 1 後退させる場合は、十分に後方確認を行った上で後退させること。
- 2 作業半径内については、立入禁止とすること。また、作業の必要上立入る場合には、誘導員を配置すること。
- 3 ドラグショベルを使用するときは、あらかじめ適切な作業計画を定め、関係作業者に周知すること。

最後に

- ・ 現場の安全は、日々の取組の積み重ね
- ・ 不安全と感じたときは、
黙認しない ・ 妥協しない ・ 放置しない
- ・ 決めたこと・決められたことを
しっかり守り ・ 守らせよう！

一人ひとりが意識を高め、災害がなく、
安心して働ける職場環境の構築を！